

田辺市告示第162号

平成30年度田辺市一般会計歳入歳出決算に係る不認定の議決を踏まえて講じた措置について

平成30年度田辺市一般会計歳入歳出決算に係る不認定の議決を踏まえて講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定による決算の認定に関する議案が否決されたため、当該議決を踏まえて次のとおり必要と認める措置を講じたので、当該措置の内容を同条第7項の規定により公表する。

令和元年12月26日

田辺市長 真 砂 充 敏

平成30年度田辺市一般会計歳入歳出決算に係る不認定の議決を踏まえて講じた措置について

1 平成30年度田辺市一般会計歳入歳出決算の認定に係る議決の内容

水産関連の補助事業における不適切な会計処理が発覚し、平成29年度田辺市一般会計歳入歳出決算が不認定となったにもかかわらず、市議会に対し、講じた措置の報告など適切な経過を踏まえることなく、平成30年度においても放流事業等を実施したことから、令和元年第4回田辺市議会定例会において、平成30年度田辺市一般会計歳入歳出決算の認定に関する議案が否決された。

2 当該議決を踏まえて講じた措置

平成29年度田辺市一般会計歳入歳出決算に係る不認定の議決を踏まえて講じた措置に示した内容を着実に実行するとともに、市議会への適切な対応の下、より一層適正な事務事業の執行に努めていくものとする。